

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第5号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

NHKふれあいセンターでは、視聴者からのメールによる意見や問い合わせに対して、メール受信と同時にメールが届いたことを知らせる自動返信メールを送信しているが、開示の求めをした本人から、「自動返信メールが届くまでに半日を要したメール4件」の送信時のデータの開示の求めがあった。NHKは、本人の求める保有個人データは存在しないとして不開示とした。

これに対して本人から、「遅ればせながら届いています。存在しないとはどう言う事ですか。」として再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKが開示の求めの対象としている個人情報は、NHKの個人情報データベースを構成する個人データである。ここでいう個人情報データベースとは、特定の個人情報を電子計算機で検索できるように体系的に構成したもの、または一定の整理をすることによって特定の個人情報を容易に検索できるように構成したものである。

本人が開示を求めたNHKふれあいセンターの自動返信メールの送信時のデータは、個人情報データベースに保存していないので、該当する保有個人データは存在せず、開示することはできない。

3 審議委員会の判断

開示の求めに係る保有個人データは存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成23年6月 8日 (第138回審議委員会) 個人情報第5号諮問
6月27日 (第139回審議委員会) 審議
7月19日 (第140回審議委員会) 審議、答申